

山口県報

平成24年
3月23日
(金曜日)

目次

告示	一
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)	一
土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課)	二
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	三
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	三
屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示の一部改正(都市計画課)	三
都市公園の廃止(都市計画課)	四
公告	四
国土調査の成果の認証(地域政策課)	四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	四
基本測量の実施の終了(監理課)	五
人委公告	五
平成二十四年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施	八
平成二十四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施	八
公安委規則	八
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則	〇
雑報	〇
争議行為の通知	〇

山口県告示第八十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区	住	発	起	所	氏	名
-----	---	---	---	---	---	---

漁船損害等補償法
百十三条第一項の申
出をする漁業協同組
合

三隅町加入	長門市三隅下三七一九	石村	光	嚴						
区	"	三	八	二	の	三	三	上	田	勉

山口県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦	覧	期	間	縦	覧	場	所		
三隅町加入	平成二十四年三月二十三日	から	同	年	四	月	六	日	ま	山口県漁業協同組合

山口県告示第八十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 起業者の名称

長門市

二 事業の種類

長門市休日夜間診療センター(仮称)及び長門市地域医療連携支援センター整備事

業
三 起業地

- (一) 収用の部分
長門市仙崎字横田地内
- (二) 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

- (一) 法第二十条第一号関係
長門市休日夜間診療センター（仮称）及び長門市地域医療連携支援センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十四号及び第三十一号に掲げる施設に関するものである。
- (二) 法第二十条第二号関係
本件事業の起業者である長門市は、一般会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。
- (三) 法第二十条第三号関係
ア 本件事業の施行により得られる利益は、休日及び夜間における軽症の患者の救急医療を行う診療所と長門市における医療の様々な課題に対応するための拠点施設を一体的に整備することにより、市民の健康の保持及び増進、保健医療の向上並びに福祉の増進が図られることである。
イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。
ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、四案について比較検討した上で選定されている。
エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。
オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。
- (四) 法第二十条第四号関係
本件事業は、休日及び夜間における軽症の患者の救急医療を行う診療所と長門市における医療の様々な課題に対応するための拠点施設を一体的に整備することにより、市民の健康の保持及び増進、保健医療の向上並びに福祉の増進を図るため早急

に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。
五 起業地を表示する図面の縦覧場所
長門市市民福祉部健康増進課

山口県告示第八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 一九一号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市豊北町大字神田上字支度二六九の三 同市豊北町大字神田上字支州三六〇の一地先まで	新	最狭 一〇四・二	最狭 一〇四・二	一三七・二	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 三七・八	最狭 三七・八	一三六・六	

道路の種類 一般国道
路線名 四九一号
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
下関市大字小月町字追分三〇七〇の二 同市同大字 同市同大字 地先まで	新	最狭 二〇七・〇	最狭 二〇七・〇	一〇〇・〇	
	旧	最狭 二〇〇・二	最狭 二〇〇・二	一〇〇・〇	

山口県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一九一号	下関市豊北町大字神田上字支度二六九の三地先から同市豊北町大字神田上字支州三六〇の一 địa先まで	平成二十四年三月二十四日

山口県告示第八十八号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の二）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

2	宇部市一般国道二号との分岐点から美祢市一般国道四三五号との交差点までの間
3	美祢市一般国道四三五号との分岐点から萩市と美祢市との境界線までの間
4	美祢市美東町絵堂字敷田一八八四の二地先から同市美東町美東町真名字代台一五二一の六六地先から同市美東町綾木字梅ヶ坪七三三の一 địa先までの間
5	美祢市中国縦貫自動車道との交差点から同市美東町綾木字火尻三一八の一五地先までの間
6	美祢市中国縦貫自動車道との交差点から同市美東町綾木字火尻三一八の一五地先までの間

を

2	宇部市一般国道二号との分岐点から萩市と美祢市との境界線までの間
3	美祢市美東町綾木字宝神一一六九の二二地先から同市中国縦貫自動車道との交差点までの間

に、

県道	大島環状線	大島郡周防大島町県道大島環状線の起点から同郡同町大島郡周防大島町一般国道四三七号との交差点までの間
----	-------	---

を

県道	大島環状線	大島郡周防大島町県道大島環状線の起点から同郡同町大島郡周防大島町一般国道四三七号との交差点までの間
山口宇部線	山口市県道山口宇部線の起点から宇部市一般国道一九〇号との交差点までの間	

に、

萩秋芳線	萩市と美祢市との境界線から美祢市一般国道四九〇号との交差点までの間
------	-----------------------------------

を

小野田美東線	美祢市一般国道四九〇号との分岐点から同市県道小郡三隅線との交差点までの間
萩秋芳線	萩市と美祢市との境界線から同市一般国道四九〇号との交差点までの間

に改

め、山口宇部線を「山口市一般国道二号との分岐点から宇部市一般国道一九〇号との交差点までの間」を

山口県告示第八十九号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとする者が許可を受けなければならない地域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第百五十六号の四）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

一の1の表区間の欄中「（県道）を」（県道山口宇部線にあつては、宇部市一般国道一九〇号との分岐点から同市県道山口宇部線の終点までの区間、県道）に、「萩秋芳線にあつては、美祢市一般国道四九〇号との分岐点から同市県道萩秋芳線の終点まで」を「小野田美東線にあつては、山陽小野田市県道小野田美東線の起点から宇部市一般国道

四九〇号との交差点まで」に、

山口県道宮野大歳線の起点から同市同県道の終点までの間

を

「
1 山口県道宮野大歳線の起点から同市同
県道の終点までの間
2 山口県道宮野大歳線の起点から同
市同県道の終点までの間
市県道山口宇部線との交差点までの間
」

に改める。

山口県告示第九十号

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）第十三条の規定により、次のとおり都市公園を廃止する。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市公園の名称
山口県立江汐公園
- 二 都市公園の位置
山陽小野田市
廃止する期日
平成二十四年四月一日
- 三 都市公園の名称
山口県立火の山公園
- 二 都市公園の位置
下関市
- 三 廃止する期日
平成二十四年四月一日
- 一 都市公園の名称
柳井ウェルネスパーク
- 二 都市公園の位置
柳井市
- 三 廃止する期日

平成二十四年四月一日



(八八) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十二年六月七日から 平成二十三年十二月十四日まで	下関市地籍簿 下関市地籍簿	豊北町大字田耕の一部
山口市	平成二十二年六月四日から 平成二十三年七月十四日まで	山口市地籍簿 山口市地籍簿	小郡金堀町及び小郡上郷の各一部
〃	平成二十二年六月四日から 平成二十三年七月二十一日まで	〃	仁保下郷の一部
〃	平成二十二年六月四日から 平成二十三年八月八日まで	〃	秋穂東及び阿東生雲中の各一部
岩国市	平成二十一年四月二十七日から 平成二十三年三月八日まで	岩国市地籍簿 岩国市地籍簿	錦町須川の一部分
周南市	平成二十一年四月二十七日から 平成二十三年二月二十八日まで	周南市地籍簿 周南市地籍簿	大字鹿野下の一部

二 認証年月日

平成二十四年三月二十三日

(八九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画

書及び収支予算書は、平成二十四年五月一日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあつた年月日

平成二十四年二月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人 O I D E M A S E

代 表 者 の 氏 名 河野 俊貞

主たる事務所の所在地 山口市泉都町七番一六号

(九〇) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

二 作業の地域

下関市、山口市及び萩市

三 作業の期間

平成二十三年八月一日から平成二十四年二月二十九日まで

公 告



平成二十四年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成二十四年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十四年三月二十三日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	三十四人程度
東京都 京都府 大阪府 兵庫県	それぞれ三人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十四年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者
東京都	昭和五十七年五月十五日から平成三年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者
京都府	昭和五十七年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者
兵庫県	昭和五十二年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが

なくなるまでの者

4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時
平成二十四年五月十三日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

山口市桜島三丁目二番一号

山口県立大学

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論(武道指導にあつては、個別面接)による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

胸囲 七八センチメートル以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

(4) その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に五〇回以上

握力 左右の平均が四四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二五回以上

シャトルラン 五五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十四年六月九日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二

山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十四年六月十一日(月曜日)から同月十八日(月曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

五 配点

(一) 山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験 教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。
- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十四年五月二十三日(水曜日)に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十四年八月下旬までに当該都府県から文書で通知されます。

- (二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十四年七月上旬に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十四年十二月上旬頃までに当該都府県から文書で通知されます。

- (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に記載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命

され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

- (三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額二十万二千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求

平成二十四年三月二十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

- (二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。志望都府県名を第一志望まで記入できます。

2 志望都府県名を第一志望まで記入できます。志望できる都府県は、山口県、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の五都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

- (三) 受付の期間及び時間

平成二十四年三月二十三日(金曜日)から同年四月十三日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。なお、郵送の場合は、平成二十四年四月十三日までの消印のあるものに限ります。

- (四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
平成二十四年三月二十三日(金曜日)午前九時から同年四月六日(金曜日)午後五時まで

後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成二十四年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十四年三月二十三日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十四年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)(の卒業者又は平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百九十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十四年五月十三日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

山口市桜島三丁目一番一号

山口県立大学

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一五三センチメートル以上であること。
 - 体重 四三キログラム以上であること。
 - 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
 - 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
 - 聴力 正常であること。
 - その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。
- (4) 体力検査
- 職務の遂行に必要な体力を有するかどうかについて検査します。
- なお、検査には、次のような基準があります。
- 反復横跳び 二〇秒間に四三回以上
 - 握力 左右の平均が二七キログラム以上
 - 上体起こし 三〇秒間に一八回以上
 - シャトルラン 三一回以上

2 関節運動 正常であること。

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十四年六月九日(土曜日)
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター

(2) 口述試験及び体力検査

日時 平成二十四年六月十一日(月曜日) から同月十八日(月曜日) までの間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十四年五月二十三日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十四年七月上旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万二千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十四年三月二十三日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官(女性)(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十四年三月二十三日(金曜日) から同年四月十三日(金曜日) まで(日曜

日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。
なお、郵送の場合は、平成二十四年四月十二日までの消印のあるものに限りま
す。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

- 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができません。
- 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十四年三月二十三日(金曜日) 午前九時から同年四月六日(金曜日)午
後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四
七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合
わせてください。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第三号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則(昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号)の一部を次の
ように改正する。

第四条第三項組織犯罪対策課に関する部分第九号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改
め、同部分第十一号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条第五項公安課に関する部分第
二号及び第三号中「警備課及び」を削り、同項警備課に関する部分第七号及び第八号を
削る。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条第三項組織犯罪対
策課に関する部分の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十四年三月二十三日印刷
平成二十四年三月二十三日発行

発行人 山口県庁
山口県知事



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、サ
ンデン交通労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十四年三月二十三日

山口県知事 二井 関成

一 事件

- (一) 賃金引上げの要求に関する件
- (二) 一時金の要求に関する件
- (三) 労働条件の改善の要求に関する件
- (四) 諸手当の改善の要求に関する件

二 日時

平成二十四年三月二十五日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

サンデン交通株式会社においてサンデン交通労働組合に所属する組合員が従事する

全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。